#### 前年度平均利用者数の算定(考え方)について(※就労定着支援、自立生活援助を除く)

# ◇算定方法

基準人員に係る必要数の計算又は加算・減算等の要件を判定する際は「前年度平均利用者数」を用います。

計算方法は次のとおりです。

前年度平均利用者数=全利用者の延利用日数÷開所日数 ※算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする

# ◇算定基準(新規開設、定員の増減時)

### ①新規開設等

新規に指定を受けた事業所は、前年度の平均利用者数の実績が出るまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期間	平均利用者数の算定式	
指定から6ヶ月未満	利用定員×90%	
指定から6ヶ月以上1年未満	各月の直近の6ヶ月間における平均利用者数	
指定から1年以上経過後	各月の直近の 12 ヶ月間における平均利用者数	
※前年度(前年 4/1~3/31)の実績がない間		
前年4月1日から3月31日の実績がある場合	前年度の平均利用者数	

#### (例) 令和元年 11月1日指定の事業所(利用定員 20人)の場合

期間	平均利用者数の算定式
指定から6ヶ月未満	利用定員 20 人×90% =18.0 人
(令和元年 11月~令和2年4月)	
6ヶ月以上1年未満	令和元年 11 月~令和 2 年 4 月の平均利用者数
(令和2年5月~令和2年10月)	(全利用者延べ利用日数÷開所日数)
	※以降、毎月、直近6ヶ月間の平均利用者数を計算
1年以上経過後	令和元年 11 月~令和 2 年 10 月の平均利用者数
(令和2年11月~令和3年3月)	(全利用者延べ利用日数÷開所日数)
	※以降、毎月、直近1年間の平均利用者数を計算
前年度実績がある年度1年間	前年度(令和2年4月~令和3年3月)の平均利用者数
(令和3年4月~令和4年3月)	※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

# ②利用定員を増加する場合

定員増から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数 とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期間	平均利用者数の算定式
定員増から6ヶ月未満	前年度の平均利用者数+定員増加分の90% ※上記①の期間に定員増を行う場合、上記算定式 +定員増加分の90%
定員増から6ヶ月以上1年未満	各月の直近の6ヶ月間における平均利用者数
定員増から 1 年以上経過後 ※前年度(前年 4/1~3/31)の実績がない間	各月の直近の 12 ヶ月間における平均利用者数
前年4月1日から3月31日の実績がある場合	前年度の平均利用者数

(例) 平成 29 年 6 月 1 日指定の事業所(利用定員 20 人)が、令和元年 10 月 1 日に利用定員を 10 人増加した場合(平成 30 年度の平均利用者数を 18.0 人とした場合)

期間	平均利用者数の算定式
定員増から6ヶ月未満	平均利用者数 18.0 人+(10×90%) =27.0 人
(令和元年 10月~令和2年3月)	
6ヶ月以上1年未満	令和元年 10 月~令和 2 年 3 月の平均利用者数
(令和2年4月~令和2年9月)	(全利用者延べ利用日数÷開所日数)
	※以降、毎月、直近6ヶ月間の平均利用者数を計算
1年以上経過後	令和元年 10 月~令和 2 年 9 月の平均利用者数
(令和2年10月~令和3年3月)	(全利用者延べ利用日数÷開所日数)
	※以降、毎月、直近1年間の平均利用者数を計算
前年度実績がある年度1年間	前年度(令和2年4月~令和3年3月)の平均利用者数
(令和3年4月~令和4年3月)	※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

#### ③利用定員を減少する場合

定員減から前年度利用実績ができるまでの間、次の算定式により、算定した数を平均利用者数 とします。(小数点第2位以下切り上げ)

期間	平均利用者数の算定式
定員減から3ヶ月未満	前年度の平均利用者数をそのまま使用
定員減から3ヶ月以上	減少後3ヶ月間における平均利用者数
※前年度(前年 4/1~3/31)の実績がない間	(全利用者延べ利用日数÷開所日数)
前年4月1日から3月31日の実績がある場合	前年度の平均利用者数

(例) 平成 29 年 6 月 1 日指定の事業所(利用定員 30 人)が、令和元年 11 月 1 日に利用定員を 10 人減少した場合(平成 30 年度の平均利用者数を 25.0 人とした場合)

期間	平均利用者数の算定式
定員減から3ヶ月未満 (令和元年11月~令和2年1月)	平均利用者数 25.0 人
定員減3ヶ月以上 (令和2年2月~令和3年3月の間	令和元年 11 月~令和 2 年 1 月の平均利用者数 (全利用者延べ利用日数÷開所日数)
前年度実績がある年度1年間	前年度(令和2年4月~令和3年3月)の平均利用者数
(令和3年4月~令和4年3月)	※以降は、定員の増減がない限り同様に計算

# 【参考】

- ・(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 第二の 2 の (5)
- ・(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の 算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 第二の1の(5)